



# すてっぷだより

第14号 2012年 1月



## 巻頭言

すてっぷぐんま理事  
高崎経済大学教授 細井 雅生



### DVの一時保護施設「母子生活支援施設」の窓から

母子生活支援施設という、わが国固有とあってよい施設とかかわりをもたせていただいて四半世紀になる。敗戦後、主に戦災母子を念頭において児童福祉法に位置づけられてから、20世紀末まで、死別による母子から離別による母子、重層的な問題を抱える母子と、その対象は変わったものの、基本的に屋根対策とよばれてきたこの施設は、今日、その利用母子の半数近くがDVからの避難母子である。2004年のDV法改正では、あらためて一時保護施設として位置づけられた。

この施設の窓からDVからの避難と支援をみると、ちょうど児童福祉法改正（1988年）で母子寮から名称変更をした当時、交番から「夫の暴力から逃れてきたと話す母子がおるのですが、お宅はこういう方をおいてくれる施設ですか」といった問い合わせ電話がかかるといった報告がなされはじめたという印象が強い。保護委託機関（当時は措置機関）である福祉事務所を飛び越えて受け入れるのは超法規的対応ではあったが、いくつかの施設は人道上的見地から一晩程度は対応し、福祉事務所との調整。こうしたなかからDV被害の実態と支援課題が明らかになりはじめた。

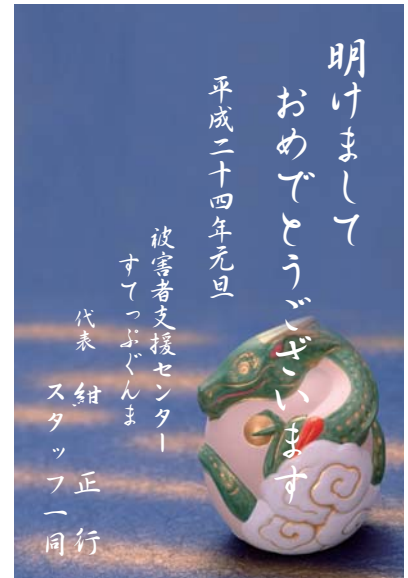
子どもを連れての、文字通りの着の身着のままの避難。昼は人気の多いデパートなどに紛れ、コインランドリーや深夜喫茶で夜を過ごす。施設利用後も

生活保護申請、子どもの学校の問題など生活安定のための支援をして、はじめて離婚にむけた法的整備などが動き出す。

細かい事例や支援の実際等はふれないが、母子のDV被害者支援をめぐって

明らかになったことのうち、少なくとも三つは挙げておかねばならない。一つは、子どもは必ずしも直接的なDVの被害者ではないことが多いということ。二つは暴力と受け止めて逃げてはきたが関係の解消にはかなりの逡巡を見せる方が多いということ。そして三つはDV被害母子の抱える一番の課題は、母にとっては実家の両親や友人、子どもにとっては、実は父親との関係も含め、祖父母、親戚や連絡がとれなくなった避難以前の友だちとの関係がすべて寸断されるということである。

暴力からの緊急的な避難場所の確保も、今なお緊急性が高いが、それ以上に、被害を受けた母や子どものデリケートな家族問題への配慮をもった専門的援助・支援は重要である。福祉事務所などでは、「せっかく対応したのに夫の元に帰ってしまった。」という嘆きも耳にするが、文字通り、みえにくい関係のなかから発生した暴力。「困ったらいつでもおいで」というねばり強いスタンスこそ必須であろう。



平成23年度

## 第2回総会開催される

11月26日、群馬県住宅公社ビル多目的ホールで、NPO法人被害者支援センターすてっぶぐんま平成23年度第2回総会が開催されました。

平成24年4月公益社団法人移行に向けた次の議案が審議され、満場一致で承認されました。

- ◎一般社団法人への寄付
- ◎平成24年度会費の不徴収（公益法人に移行後納付）
- ◎平成24年度4月～5月の事業計画・予算
- ◎役員の変更

なお、同日開催された一般社団法人被害者支援センターすてっぶぐんまの理事会及び設立社員総会で、公益社団法人の移行認定申請が承認され、12月1日申請し受理されました。



### 変更役員

- 新 理事 大崎亮子 山本道子
- 新 監事 齋藤道明
- 辞任理事 新井徳子 曾我孝之 関夕三郎  
塚田展子 津久井信次 平澤洋一 武藤洋一
- 辞任監事 丸山和貴

☆今回の大きな役員変更は、公益社団法人移行に向けたものです。

## 各種研修報告

### 外部研修

- \* 5月24日～26日 / 7月16日～7月18日  
デートDV防止プログラム・  
アウェアファシリテータ養成講座 1名参加
- \* 7月1日～2日  
関東甲信越ブロック研修 2名参加
- \* 9月30日  
H23年度全国被害者フォーラム 3名参加
- \* 10月1日～2日  
秋期全国研修会 5名参加
- \* 11月14日～18日  
直接支援員実地研修 1名参加

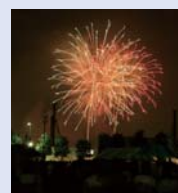
### 内部研修

- \* 9月29日  
群馬弁護士会・法テラス・すてっぶ合同研修会 37名参加
- \* 6月25日～8月6日【全4回】  
ボランティア養成講座 18名参加
- \* 9月3日～2月11日【全6回】  
支援活動員前期養成講座 15名参加
- \* 専門研修・・・相談員としてのスキルアップのための研修、自助グループ立ち上げのための研修を年10回開催。

## 広報啓発活動

### 【街頭啓発活動】

- 7月16日 太田夏祭り
- 7月23日 藤岡まつり
- 8月5日 沼田まつり
- 8月6日 高崎まつり
- 8月13日 イベント「前橋の絆」
- 8月22日 ザスパ草津試合会場
- 8月26日 ミュージックオブ高崎
- 11月5日 県立女子大学文化祭
- 11月12日 学校法人桐ヶ丘学園桐生大学文化祭



### 【講師派遣】

- 5月30日 県教職員に対する人権講話
- 7月7日 少年を非行から守る大泉地区推進大会
- 10月7日 太田市教育委員会  
人権教育担当主任等研修会
- 10月27日 県立前橋南高等学校  
人権教育講演会
- 11月8日 県立藤岡北高等学校  
デートDV防止に関する講座
- 11月21日 県立大間々高等学校  
デートDV防止に関する講座

## 被害者支援講演会

### 講演Ⅰ 「民間支援団体が行う犯罪被害者支援活動の実態」

講師：すてっぷぐんま代表 紺 正行

### 講演Ⅱ 「犯罪被害者遺児になりて」

講師：佐藤咲子氏（岩手県猟銃殺人事件遺族）

10月6日（木）群馬県庁ビジターセンターに於いて、被害者支援講演会を開催しました。警察など関係機関、弁護士、市町村担当職員の方、一般市民と多くの方が参加されました。

始めに紺代表から、民間支援団体による支援の必要性、またすてっぷぐんまの現状と、関係機関との連携を深め、途切れない支援の重要性についての話があり、後半の講演会では、46年前、高校1年生の時に、金銭目的の強盗にご両親を猟銃で射殺されて、犯罪被害者遺児となった佐藤咲子氏をお迎えし、ご自身の半生を語っていただきました。「ある日突然、両親を奪われたショックから無気

力な状態が続き、『一緒に死ねば良かった』と何度も思われ、今でも心は15才のまま止まっている。当時は殺人の被害者遺族となっても何の支援・援助もなく、心の癒しを受ける解決の方法もなかった。

もし現在のような支援センターによる暖かい支援を受けていたなら、心の回復も違っていただろう。」と話されました。改めて、早期の被害者支援の必要性、寄り添うことの大切さを強く感じた講演会でした。



## 被害者支援シンポジウム開催

### 基調講演 「忘れていませんか 命の大切さ」

講師：小佐々冽子氏（栃木県鹿沼市職員殺害事件遺族）



平成23年12月3日（土）に群馬会館において、県と県警との協力のもと被害者支援シンポジウムを開催し、200人余の方の参加をいただきました。

殺害された小佐々氏のご主人は当時鹿沼市職員として廃棄物行政に携わっていましたが、10年前、業者の逆恨みにより、拉致、殺害され、群馬県内の山林に遺棄されました。ご遺体は現在も見つかっておらず、10年間、今

でもご遺体を探し続けています。

「被害者は被害者を辞めることができない」「命を奪われた人は二度と家族のもとには帰ってこれない」など被害者の悲しさ、苦しさをゆっくりとした口調で切々とお話され、参加者の胸には被害者の思いが深く刻まれていくように感じられました。

パネルディスカッションでは、パネラーは小佐々氏と、日赤病院看護部長 前田氏、全国ネット理事 和氣氏、県警被害者支援室長 石川氏の4名、コーディネーターとしてすてっぷぐんま副代表 小磯弁護士により、『被害者支援 つながる・支えあう・地域社会』をテーマにディスカッションが行われました。

それぞれの立場から、被害者支援にどう取り組んでいるか、被害者の方々とどう向き合うべきか、それぞれの関係機関がどう連携していくべきか、また、地域社会が果たすべき役割は何かなど、活発なディスカッションがありました。支援団体の必要性、果たすべき役割の重要性、多様性なども話し合われました。

## 「犯罪被害者支援ふれあいコンサート」のお知らせ

入場無料

- 日時 平成24年2月5日 13:30～15:30予定（開場13:00）
- 場所 前橋市市民文化会館 大ホール
- 出演 群馬県警察音楽隊 前橋商業高校吹奏楽部

### ▶入場整理券お申し込み方法

往復ハガキの返信用表面に申込者の住所・氏名を記入し、往信用裏面に、①ご住所 ②お名前 ③電話番号 ④希望席数（2名様まで）を記入の上、下記宛先までお送り下さい。

〒371-8580

群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県警察音楽隊  
被害者支援ふれあいコンサート係

応募期間終了後、入場整理券を返信用ハガキに印刷して郵送します。不備なハガキは返信できませんのでご注意ください。

▶応募締切 平成24年1月20日（金）消印有効

※定員を超えた場合は抽選となります。この個人情報は、入場整理券発行目的以外では使用しません。

▶お問い合わせ先 群馬県警察本部 広報広聴課広報室  
TEL. 027-243-0110（内線2172・2173）



私たちの活動は、皆さまからの会費・ご寄付等で支えられています。被害者の方が安心して相談できるセンターでありたいと、日々努力しています。

皆さまの温かいご支援・ご協力をよろしくお願いします。

## 賛助会員・ご寄付のお願い

### ◎賛助会員とは

当センターの目的に賛同し、事業を財政面で支援する法人・団体または個人です。

### ◎賛助会員【年会費】

- ・個人会員 1口 1,000円より
- ・法人・団体会員 1口 10,000円より

### ◎寄付金については、金額を問いません。

皆さま方の温かいご支援をお待ちしております。

### 振込口座番号

・00110-7-466016（郵便局振替）

### 口座名称

・被害者支援センターすてっぷぐんま

相談無料 秘密厳守

■すてっぷぐんま相談電話

☎027-243-9991

月～金 10:00～15:00（年末年始、祝日を除く）

編集・発行

NPO法人

被害者支援センター すてっぷぐんま

〒371-0025

群馬県前橋市紅雲町1-7-12

住宅公社ビル

TEL/FAX 027-243-9992

<http://www.step-gunma.org>

